

千葉県指定難病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により設置する千葉県指定難病審査会（以下「審査会」という。）に関し、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第7条第2項の規定による審査のほか、同条第1項の支給認定に関し、市長が必要と認める事項について審議を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。
- 5 前項の規定により議決権を行使する者は、第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(関係者の出席等)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。